○中国地方整備局告示第八十二号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

中国地方整備局長　戸田　和彦

一　(一)　路線名　中国横断自動車道尾道松江線

(二)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）
三次市四拾貫町字三重七九〇番二六から同市後山町字紙屋一七二番一まで	前	二一・〇〇～二一五・〇〇
	後	三五・六五～二二五・七六
庄原市水越町字馬ケ段三五三番一から同市高野町和南原字篠原山三五三番一まで	前	二一・〇〇～二二〇・〇〇（キロメートル）二・八二〇
	後	一〇・五〇～二三六・〇〇 三二・七六八

(三)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局三次河川国道事務所

二　(一)　路線名　中国横断自動車道尾道松江線

(二)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）
雲南市吉田町吉田字芦谷三九六三番八から同市吉田町吉田字菅谷四三一四番八まで	前	二〇・〇〇～二三五・〇〇（メートル）一二・二六五
	後	二〇・〇〇～二三五・五九（キロメートル）一二・二六五

(三)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

○中国地方整備局告示第八十三号

次のように道路の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
中国横断自動車道尾道松江線	三次市四拾貫町字三重七九〇番二六から同市後山町字紙屋一七二番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	中国地方整備局及び同局三次河川国道事務所
〃	庄原市水越町字馬ケ段三五三番一から同市高野町和南原字篠原山三五三番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	〃
〃	雲南市吉田町吉田字芦谷三九六三番八から同市吉田町吉田字菅谷四三一四番五まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	中国地方整備局及び同局松江国道事務所

○中国地方整備局告示第八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日

中国地方整備局長　戸田　和彦

一　施行者の名称　山口県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年中国地方整備局告示第九十五号下関北都市計画道路事業三・四・二号二ノ浜中下線

三　事業施行期間　自平成十五年十月三十一日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成十五年中国地方整備局告示第九十五号の事業地のうち山口県下関市豊浦町大字川棚字浜へり地内において事業地を変更し、事業地に字汐入を加える。

使用の部分　平成十五年中国地方整備局告示第九十五号の事業地に山口県下関市豊浦町大字川棚字汐入を加える。

○中国地方整備局告示第八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日

中国地方整備局長　戸田　和彦

一　施行者の名称　広島県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年中国地方整備局告示第百五号東広島都市計画道路事業三・三・八号吉行飯田線

三　事業施行期間　自平成十八年十二月二十日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中国地方整備局告示第八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日

中国地方整備局長　戸田　和彦

一　施行者の名称　広島県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年中国地方整備局告示第七十四号備後圏都市計画道路事業三・三・六百三十七号神辺水呑線、三・四・六百二十号福山駅大門線及び三・四・六百二十二号草戸曙線

三　事業施行期間　自平成十七年七月二十日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○四国地方整備局告示第三十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十六号及び百九十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
土佐市中島字東土居六三番一地先から同市高岡町字西鶴若甲六九番二まで	前	BA 七・九〇～三三・〇〇（キロメートル）〇・五一八	
	後	BA 三四・〇〇～九〇・三〇 〇・六一六	
		六・五〇～二九・八〇 〇・五一八	
		三四・〇〇～八五・四〇 〇・六一六	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局高知河川国道事務所

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。